

農業土木工事監督要領

(目的)

第 1 条 この要領は、**県営**農業農村整備事業に係る建設工事の監督に関し必要な事項を定める。

(監督する職員の体制等)

第 2 条 監督する職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員（以下「監督職員」という。）とする。

2 総括監督員は、当該工事を所掌する広域振興局の**農村整備室及び農村整備センター、並びに農林振興センター**（以下「広域振興局等の現地機関」という。）の担当課長の職にある職員をもって充てる。

3 主任監督員は、当該工事を所掌する広域振興局等の現地機関の主任主査、主査及び主任の職にある職員をもって充てる。

4 広域振興局等の現地機関の長は、監督職員の指名にあたっては職制等を考慮して、技術職員の中から選任し、書面によりその氏名を**受注者**へ通知する。監督職員を変更したときも同様とする。

但し、特に広範かつ高度な専門的知識と技術力が要求されるなど技術的難易度の高い監督業務及び、その他の理由により担当職員のみによって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときには、職員以外のものに委託して、当該監督業務を補助（以下「現場技術員」という。）させることができる。（現場技術員の取り扱いは、別記のとおりとする。）

(監督業務の分類)

第 3 条 監督業務は、監督総括業務、現場総括監督業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で特に重要なものの処理。

イ 関連する 2 以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で特に重要なものの処理。

ウ 工事の内容の変更、一次中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者等に対する報告。

エ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理。

(2) 現場監督総括業務

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。

イ 契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事实施のための詳細図等で重要なものの交付、又は契約の相手方が作成したこれらの設計図書の重要なものの承諾。

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、これを確認することを含む。以下同じ）で重要なものの処理。

エ 関連する 2 以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で特に重要なものの処理。

オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告。

カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理。

(3) 一般監督業務

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理。

イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付（軽易なものに限る。）又は契約の相手方が作成したこれらの設計図書で軽易なものの承諾。

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施で軽易なものの処理。

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告。

（監督職員の担当業務等）

第 4 条 総括監督員、主任監督員及び監督員は、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する。

2 技術条件及び工事を所掌する組織における技術職員の配置状況により、前項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、総括監督員及び主任監督員をそれぞれ置かないことができるものとする。

総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を担当し、監督員は現場総括業務と一般監督業務を担当する。

また、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する。

（監督職員の指定基準等）

第 5 条 監督職員の指定は、工事の請負契約ごとに別表を標準に広域振興局等の現地機関の長が行う。

（監督職員の一般的責務）

第 6 条 監督職員は、工事を監督するに当たっては、工事の内容と現場状況を十分に把握し契約図書に基づき、工事が適正に施工されるよう監督を行う。

2 監督職員は、工事に関して、関係機関との協議・調整等に対し必要な処置を行うとともに、地元住民等から工事に関する苦情、要望に対し適切に対処する。

3 監督職員は、用地担当者と互いに協力し、工事用地等の確保の状況を把握する等工事の施工に支障がないよう努める。

(工事内容等の説明及び施工の指示)

第 7 条 監督職員は、**受注者**に対し、契約図書に基づき、当該工事の意図及び内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示をするものとし、これらは書面により行う。また工事施工中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等について必要な指示をする。

(監督に関する図書)

第 8 条 監督職員は、次の各号に掲げる図書 (**受注者**から提出された図書を含む) をそれぞれの担当業務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにする。

(1) 工事の実施状況を記載した図書

(2) 契約の履行に関する協議事項 (軽易なものを除く。) を記載した書類

(3) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書

(4) その他監督に関する図書

(監督の技術的基準)

第 9 条 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによるものとする。

(災害時の処置等)

第 10 条 監督職員は常に次の事項に留意し、災害の防止と安全確保に努めるとともに、災害発生時は速やかに適切に処置しなければならない。

(1) 一般交通、水利、騒音、その他について、第三者に支障又は危害を及ぼす恐れのある場合は、適切な対策を講じさせるなど、**受注者**に災害等を防止するよう指導すること。

(2) 工事従事者の安全を確保するため、**受注者**に関係法令を遵守するよう指導すること。

(3) 災害が発生した場合は、その状況を直ちに**現地機関の長**に報告するとともに、**現地機関の長**の指示を受けて**受注者**に臨機の処理を講じさせること。

附則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

(別 記)

現場技術員は、岩手県営建設工事請負契約書例文別記第 9 条に規定する監督職員ではないので、指示、承諾、協議、及び検査等の適否を行う根拠は有しない。

(1) 第 2 条第 4 項「その他の理由」とは概ね次のとおりとする。

ア 災害発生等のような緊急の場合の事態により技術職員の確認が困難な場合。

イ 施工経過等を常時管理しなければならない場合。

ウ 自然公園や国有保安林等特に環境の保全が求められる区域で、建設の目的に沿って工事中及び施工後の環境に配慮しながら工事を進める必要がある場合。

エ 遠隔地工事等で委託することが適当と認められる場合。

オ その他監督に関する現場技術員を置くことが必要と現地機関の長が認めた場合。

(2) 現場技術員を置くときは、受注者に現場技術員が行う業務の範囲や権限等の特記仕様書等で明らかにするものとする。

(3) 監督職員は、現場技術員を通じて受注者に対する指示、又は通知等を行うことができるとともに、監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

(4) 監督職員は、当該工事を担当する現場技術員の氏名を受注者に通知する。

(5) 監督職員は、既に契約済の工事に対し、現場技術業務委託を実施する場合には、受注者に対し速やかに打合簿で指示する。

(別 表) 監督職員の指定基準

1件の設計額	監督職員の配置	監督職員の職名
1億円以上	総括監督員	現地機関の担当課長
	主任監督員	現地機関の主任主査、主査、主任
	監督員	現地機関の主査、主任又は技師
※1億円未満	主任監督員	現地機関の主任主査、主査、主任
	監督員	現地機関の主査、主任又は技師

※1件当たり1億円未満の設計額の工事であっても、施工条件が厳しい、第三者に対する影響が大きい及び低入札価格工事であるなど、重点的に監督することが必要な場合には、総括監督員を配置することができる。